

令和6年度第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木) 午後1時30分から午後3時25分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員		
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森潔
〃	7番	小林照美			
〃	9番	小林光徳	〃	18番	岩永正司
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温
〃	11番	河毛早苗			

4. 欠席委員 (1名)

委員	17番	福安修
----	-----	-----

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 17名)

旧市	安場信	福部町	谷口泰彦
〃	太田忍	河原町	荻原誠
邑美	有本知勝	〃	高田三朗
〃	竹内七郎	気高町	浜辺信康
〃	山根昌博	〃	田中清晴
湖南	森清美	〃	居川春好
〃	福田幸司	鹿野町	橋本和夫人
湖東	山根一美	〃	谷口和
福部町	平林秀庸		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 39号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 40号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 41号 鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 議案第 42号 非農地証明について
 議案第 43号 鳥取市農用地利用集積計画について
 議案第 44号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
 (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (4) 農地の形状変更届出書の受理について
 (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第7回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、17番の福安委員は欠席の連絡があり、現在、18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号2番 中村委員、3番 山田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号53番は、取下げされましたので、整理番号50番から52番の3件であります。 整理番号50番は、岩吉で、農地所有適格法人への贈与による所有権移転です。 整理番号51番は、滝山で贈与による所有権移転です。 整理番号52番は、数津で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当しておりません。
議長	それでは、整理番号50番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員	10月3日に福田（淳）農業委員、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は畑地として譲受人が利用しており、引き続き耕作されます。譲受人は規模拡大を図っており、周辺農地を集約して、水稻、白ネギ等を耕作しております。機械も人力も整っており問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、福田（淳）委員の報告をお願いします。
福田（淳）委員	森推進委員の報告のとおりで、譲受人は6次産業化の農業をされており、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。
岩永委員	農地所有適格法人になっていますか。
事務局	譲受人は、農地所有適格法人となっております。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号50番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号51番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。
安場委員		10月7日に蔵内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。隣地は譲受人の自宅であり、畑として利用される予定で、柿の木も数本あります。息子さんも農作業をされるようなので、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵内委員		安場推進委員の報告のとおりです。譲受人は隣地に住んでおられ、畑として利用されるので、問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号51番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号52番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		10月7日に蔵内農業委員、事務局、譲受人の家族、私で現地確認を行いました。現地は譲受人の祖父の代から耕作されており、譲受人も手伝いをされていたようです。譲受後も引き続き耕作をされますので、問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、蔵内委員の報告をお願いします。
蔵内委員		太田推進委員の報告のとおりです。現在も水稻栽培されており、チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号52番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号15番から19番と一時転用の5番の6件でございます。 整理番号15番、申請地は船木、転用目的は敷地拡張、農地区分は第2種農地で小集団の生産力の低い農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号16番、申請地は福部町湯山、転用目的は資材置場、農地区分は第2種農地で小集団の生産力の低い農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号17番、申請地は福部町海士、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は第2種農地で小集団の生産力の低い農地、許可根拠は代替地なしです。

		<p>整理番号18番、申請地は気高町勝見、転用目的は墓地、農地区分は第2種農地で駅・役場等から500m以内、許可根拠は既存施設の拡張です。</p> <p>整理番号19番、申請地は気高町新町一丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地で土地区画整理事業施行区域、許可根拠は原則許可です。</p> <p>一時転用5番、申請地は数津、転用目的は仮設駐車場、農地区分は第1種農地で農業公共投資の対象農地、許可根拠は一時転用です。</p>
議	長	整理番号15番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		10月4日に下田農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。譲受人の隣地で、手入れのされていない果樹が植えてありますが、譲受人が住宅敷地として利用したいということで、何ら問題のないところです。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		有本推進委員の報告のとおりです。平成16年に売買は済んで、譲受人が利用されています。周辺農地には影響ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号16番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		10月2日に、濱田会長、事務局、申請人2名と私で現地確認を行いました。旧9号線や福部ICの近くです。数年前から嵩上げがされていますが、柿の木が植えてありました。譲渡人の一人と建設業の譲受人が知り合いで、今回の申請となったようです。隣地は休耕地ですが、了解を取っておくようお願いしました。以上のことから、転用しても仕方なく、許可することに問題ないと思います。
議	長	担当農業委員として、営農に支障が無いところですので、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号17番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		10月2日に、濱田会長、事務局と私で現地確認を行いました。旧9号線沿いにあり、周囲には商業施設があるところです。譲受人は、太陽光発電の業者であり、以前の申請許可した土地が近くにありますが、そちらは資材も準備してあり、すぐに着工されるようです。隣地および商業施設からも承諾を取っているとのこと。転用しても隣地の営農等について、支障は無いと判断しました。
議	長	担当農業委員として、実績のある譲受人ですので、問題ないと思います。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号17番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号18番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田中委員		10月3日に石谷農業委員、浜辺推進委員、事務局、譲渡人、私で現地確認を行いました。申請地は、草刈等の管理はされている土地です。計画では、76区画の墓地をされます。西側は近年造成された墓地で、ここの全てに墓が建っており、今回の申請になったようです。南側は通路、北側は竹林、東側は急傾斜地の工事用仮設道路となっています。問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		田中推進委員の報告とおりで、問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号18番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号19番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜辺委員		土地区画整理事業施行区域内にあり、被害防除計画のとおり支障が無いと認めます。
議	長	引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石谷委員		浜辺推進委員の報告とおりで、問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号19番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 一時転用5番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太田委員		譲受人が運営する保育園の増築工事に伴い、保育園の南側に位置する農地を工事期間中の駐車場及び資材置場として、一時転用するものです。■■■の残った農地は、畑作を続けられます。農地復元後は、引き続き畑作をされるとのことでした。
議	長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。

蔵内委員	太田推進委員の報告のとおりで、特に問題はありません。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 一時転用5番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第41号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農用地区域への編入は、中山間地域等直接支払制度の協定農地に位置付けるため、編入するものです。 除外は、鳥取1、土地の所在は、湖山町南四丁目、具体的な理由等は、市街化区域の宅地開発に伴う既設道路拡幅です。 鳥取2、土地の所在は、西円通寺、具体的な理由等は、倉庫、駐車場の設置です。
議長	鳥取1を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員	10月6日に川上農業委員、私で現地確認を行いました。現地は鳥取大学附属小中学校の西側にある瀬土地改良区域で、牧草地帯の隣接地です。申請地の北側道路は、幅員6mですが、申請地は幅員4mのため、6mにするとのことでした。土地改良区等から事前確認の中で、北側の市街化区域にアパート等が建築され交通量も増えており、事故も多くなっており、できるなら拡幅してほしいとのことでした。道路を拡幅しても周辺農地には影響ないと思われま
議長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員	山根(一)推進委員の報告のとおりです。開発行為業者が拡幅工事完了後に市に寄付することになっております。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 鳥取1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 鳥取2を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします
竹内委員	10月4日に岩永農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。申請地は、三方を宅地、一方は市道であり、農振除外しても周辺農地、水路等にも支障はありません。チェックシートに照らし合わせても問題ありませんし、農地行政上も特に支障ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員	竹内推進委員の報告のとおりで、現在も稲作がされておりましたが、やむを得ないと考えます。

議 長	質疑・意見はございませんか。
竹 森 委 員	鳥取農業振興地域整備計画の変更は、農政企画課が説明するじゃなかったか。
事 務 局	本来は、農政企画課が説明するのですが、担当者が休んでおり、本日は事務局が説明をさせていただきました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 鳥取2につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第41号「鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を終わります。 引き続き議案第42号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号76番から90番までの全部で15件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長	整理番号76番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。
安 場 委 員	第3条申請の整理番号51番の譲渡人と同一者で、現在は、近所の人が駐車場として利用されており、20年以上前から耕作されておらず、県道沿いであり、非農地に処分したいとのこと。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号76番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号77番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻 原 委 員	自宅の裏にある細長い土地です。登記上は宅地ですが、農地台帳では畑となっています。20年以上前から未耕作の状態です。原野化しており、所有者は高齢であり、実質管理している親族も市外であることから、売却を考えているようなので、非農地にしておくべきと判断しました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号77番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

		整理番号78番、79番を一括して審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員		この周辺は、何度も申請されておりました。20年以上前から放棄されており、残土置き場や通路になっております。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号78番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号79番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号80番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有 本 委 員		10月4日に岩永農業委員、事務局、申請人の家族、私で現地確認を行いました。市街化区域内で隣は住宅であり、家族の方も30年以上耕作したことが無いと言われ、雑草や雑木が繁茂して原野化しております。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号80番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号81番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		10月1日に田渕農業委員、事務局、申請人の代理人、私で現地確認を行いました。■■■、■■■、■■■は、一体となっており居住用の家屋が建っていました。現在は空き家です。55年前に建てられたようで、家屋も含めて売却処分を考えているため、非農地申請となったようです。■■■は、県道を挟んだ反対側で、県道拡幅の残地であり不整形なため、現在は消火栓や電柱が立っています。転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地です。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号81番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号82番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高 田 委 員		10月1日に田渕農業委員、事務局、申請人の代理人、私で現地確認を行いました。現地は申請人の家屋敷地の一部で、コンクリート張りとなっていました。転用の事実行

為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障が無く問題ありません。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号82番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号83番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。

谷口(泰)委員 第5条申請の現地確認後に現地確認を行いました。農免道路沿いにある土地で、以前は梨を栽培していたようですが、急傾斜地で廃園にして20年以上経っているようです。現在は、竹林で農地への復旧は困難と思われる。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号83番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号84番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。

平林委員 10月2日に濱田会長、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。集落の奥の谷間で、平成10年頃から耕作されておらず、谷間全体も耕作されていませんでした。草木に覆われており、境界もわからない状態でした。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号84番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号85番を審議します。担当推進委員、山根(昌)委員の報告をお願いします。

山根(昌)委員 10月2日に下田農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現況は、本宅の隣に倉庫と浄化槽が設置されており、30年前ぐらいに建てられたとのこと。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号85番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号86番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。

有本委員		10月4日に下田農業委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。40年ぐ らい前にヒノキを植えただけで、何もされていない状態の木でした。近隣には迷惑はか かりません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号86番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号87番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		10月3日に砂川農業委員、橋本推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。現 況は葛だらけで、農地に復旧はできないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号87番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号88番を審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居川委員		10月4日に柳田農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現在は、事務所兼 倉庫が建っています。平成2年頃に建築されており、転用の事実行為から20年以上経 過しており、農地への復元はできないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号88番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号89番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福田(幸)委員		10月4日に福田(淳)農業委員、事務局2名、土地の管理者、私で現地確認を行 いました。20年前にハウスとプレハブを建てて作物を作っていたようですが、今は販売 用の肥料を保管しているようです。農振地域でありますので、農業用施設として使用す る予定です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号89番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号90番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		10月3日に砂川農業委員、谷口（和）推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地の周囲は、市営住宅、宅地であります。平成11年に住宅を建築されておりますが、その際に転用許可を得ているか確認が取れないので、非農地証明申請されたものです。転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号90番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第42号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第43号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		鳥取市長から、令和6年10月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規2件、更新1件、計3件、面積は、田が2,995㎡で、畑2,396㎡、その他3,427㎡となっており、計8,818㎡です。 権利種別の内訳は、全てが使用貸借による権利となっています。
議	長	議案第43号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第43号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第44号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が25,372㎡、畑が19,751㎡、その他が5,682㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権34件、使用貸借による権利12件の合計46件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第44号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定するこ

議	<p>とに異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項 (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地の形状変更届出書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	<p>長 無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第7回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時25分</p>